

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
5-(1)-①	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	① 計画相談支援においては、相談支援専門員による利用者のニーズの抽出や継続的かつ定期的なモニタリングの実施などが重要であり、サービス等利用計画が適切に作成・運用されるよう取り組みます。 また、相談支援専門員一人が対応できる適正な利用者の数などを踏まえた十分な配置ができるよう、国に対して報酬の見直し等の措置を講じるよう強く求めるとともに、デジタル技術を用いた情報共有や現場における業務の効率化などにより、質の高い相談支援につなげます。	・相談支援従事者等への研修の実施により、サービス等利用計画の適切な作成と適用に係る講義を行いました。 ・国に対して、事業者が安定的な事業運営が行えるよう、報酬改定や、障害福祉分野のサービスに従事する職員の処遇改善について要望を行いました。	・引き続き、相談支援従事者等への研修を実施します。 ・計画相談支援事業所に対する報酬等について、引き続き国に対して要望を行います。	5－1 計画相談支援従事者数
5-(1)-②	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	② 入所・入院している障害のある人やその家族のニーズに沿った情報提供ができるよう、地域移行支援の利用を促進するとともに、自立生活援助などのサービスを活用した支援を推進します。	・相談支援従事者への研修の実施により、説明を行いました。	・引き続き、相談支援従事者等への研修を実施します。	
5-(1)-③	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	③ 各市町村協議会が、地域共生社会の実現に向けて関係機関と連携し、地域の実情に合った相談支援体制を構築できるよう、相談支援アドバイザーの派遣による助言や研修会の開催等により支援します。	・相談支援アドバイザーの派遣を11件行いました。	・引き続き、相談支援アドバイザーを自立支援協議会等へ派遣することにより、相談支援体制の整備等を支援します。	5－11 千葉県相談支援アドバイザー派遣事業
5-(1)-④	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	④ 地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの全市町村への設置を進め、総合的・専門的な相談支援、相談支援事業所に対する助言や人材育成、関係機関の連携などの役割と、計画相談支援事業所、委託相談支援事業所の役割分担について、市町村と連携した研修会等の開催により情報共有を図り、市町村の相談支援体制の強化を図るとともに、国に対して、基幹相談支援センターの運営に十分な財源の確保を要望します。 また、基幹相談支援センター等において地域の相談支援に関する指導的な役割を担うことができる人材を養成するため、主任相談支援専門員研修を実施します。	・市町村等に対する説明会や集団指導において、基幹相談支援センターの設置及びその役割に関する説明を行うとともに、相談支援アドバイザーを派遣し、基幹相談支援センターの機能強化等の助言を行い、令和7年度中に基幹相談支援センターが全市町村に設置されることとなりました。 ・地域の相談支援従事者への指導者を養成するため、市町村からの推薦者に対する主任相談専門員研修を実施しました。	・引き続き、市町村に対して、基幹相談支援センターの機能の充実等が図られるよう支援します。 ・引き続き、主任相談専門員研修を実施します。	5－2 特定相談支援事業所 所在市町村数 5－3 一般相談支援事業所 所在市町村数
5-(1)-⑤	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	⑤ 介護支援専門員を対象とする障害福祉サービスに関する研修の実施、市町村における地域包括支援センターと相談支援事業所との併設や連携、基幹相談支援センターの設置促進による機能強化などを含め、地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制の充実に取り組みます。	・市町村等に対し、基幹相談支援センターの設置及びその役割に関する説明を行うとともに、相談支援アドバイザーを派遣し、基幹相談支援センターの機能強化等の助言を行いました。	・引き続き、市町村等に対して、基幹相談支援センターの機能の充実等が図られるよう支援します。	5－4 基幹相談支援センター設置市町村数
5-(1)-⑥	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	⑥ 障害のある人の権利擁護を推進するため、意思決定支援ガイドラインを踏まえた利用者本位の支援、計画相談に係るモニタリングの機会を活用した虐待の早期発見と市町村との連携の重要性について、相談支援事業所に対する周知を図ります。	・相談支援従事者研修において、意思決定支援に関する講義を行いました。 ・相談支援従事者に対する専門コース別研修(意思決定支援)を開催し、38名が修了しました。	・引き続き、相談支援従事者研修において、意思決定支援に関する講義を行うとともに、相談支援従事者に対する専門コース別研修(意思決定支援)を開催します。	
5-(1)-⑦	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	⑦ 意思疎通支援事業(市町村地域生活支援事業)の活用など、当事者団体や専門機関等と協力して、視覚障害、聴覚障害、音声機能障害、言語機能障害のある人、盲ろう者、失語症者などコミュニケーションに障害のある人が相談支援を受けやすくなるための環境づくりに取り組みます。	・相談支援従事者等への研修の実施により、相談支援を受けやすくするための環境づくりについて説明を行いました。	・引き続き、相談支援従事者等への研修を実施します。	
5-(1)-⑧	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	⑧ 発達障害のある人が可能な限り身近な地域で必要な支援を受けられるよう、千葉県発達障害者支援センター(CAS)を拠点として、市町村・事業所等のバックアップや専門性の高い人材の養成を目的とした研修等を行うとともに、発達障害者地域支援マネジャーを配置し、市町村に向けた地域支援体制整備に係る研修や事業所の困難事例支援など、地域支援機能の強化等を行います。	・県発達障害者支援センターにより、各種研修や講座等を開催しました。 ・発達障害者地域支援マネジャーによる企業等に対するコンサルテーション等を実施しました。	・引き続き、県発達障害者支援センターにより、各種研修や講座等を開催します。 ・引き続き、発達障害者地域支援マネジャーによる企業等に対するコンサルテーション等を実施します。	5－5 発達障害者支援センター相談件数(地域相談支援機関での相談を含む) 5－6 発達障害者支援地域協議会の開催回数 5－8 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数 5－9 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数 5－10 発達障害者支援センター運営事業
5-(1)-⑨	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害者福祉推進課	⑨ 高次脳機能障害のある人への専門的相談支援及び医療と福祉の一体的な支援を普及・定着させるため、高次脳機能障害の診断及びその特性に応じた支援サービスの提供を行う協力医療機関及び専門支援機関を確保・明確化し、地域の関係機関が相互に連携・調整を図り、当事者やその家族等の支援に資する情報提供を行う地域支援ネットワークの構築を目指します。ネットワークにおいては、精神科領域との連携強化を図るべく、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムと連携し、高次脳機能障害の支援体制の充実を図ります。	・支援拠点機関を1か所、地域支援拠点機関を3か所設置し、支援コーディネーターを中心に機能回復・社会復帰に向けた訓練や相談支援ができるよう、体制整備を進めました。 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムと連携し、研修を開催しました。	・高次脳機能障害者支援法の施行に伴い、県内4か所に高次脳機能障害者支援センターを設置するとともに、支援コーディネーターを配置します。 ・センターにおいて専門的な相談支援や情報提供、普及啓発等を行います。支援者等への研修の実施や関係機関と連携することでネットワークの拡大、強化を目指します。	
5-(1)-⑩	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	健康福祉指導課	⑩ 対象者や分野を越えた福祉の総合相談支援機関である中核地域生活支援センターを県内13箇所に設置し、制度の狭間にある人、複合的な課題を抱えた人、制度や社会の変化から生じる新たな課題により生活不安を抱えた人及び広域的な調整が必要な人等、地域で生きづらさを抱えた人を分野横断的に幅広く受け止めるアウトリーチ型、寄り添い型の相談支援を行います。	・対象者や相談内容を限定しない福祉の総合相談支援機関である「中核地域生活支援センター」を県内13か所に設置し、令和6年度の相談延件数68,693件でした。令和7年度の相談延件数については、5月下旬頃判明見込です。	・引き続き、対象者や分野を超えた相談支援を行えるよう、中核地域生活支援センター安定的な運営に努めます。	

第八次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の実績結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
5-(1)-⑪	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	⑪ 様々な要因により地域社会や家族から孤立し、相談支援機関やサービスの利用につなげていない障害のある人や障害が疑われる人、複合的な課題を抱える人等に対する理解の普及や相談支援について、市町村、中核地域生活支援センター及び関係機関の連携支援に取り組みます。	・市町村等に対する説明会や集団指導において、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の役割等に関する説明を行ないました。	・引き続き、市町村に対し、情報提供等の必要な支援を行うとともに、その機能、役割、機能強化について周知していきます。	
5-(1)-⑫	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	健康福祉指導課	⑫ 矯正施設の出所・出院予定者のうち、高齢者や障害のある人など福祉的支援を要すると認められる人を、保護観察所からの依頼により、出所・出院後直ちに必要な福祉サービスにつなげるため、地域生活定着支援センターを設置して、福祉サービスに係るニーズの内容の確認や、受入先施設等のあわせん等を行います。 また、受入施設へのフォローアップや出所・出院後の福祉サービスの利用に関して、本人やその関係者からの相談に応じ、助言その他必要な支援を行います。	・地域の福祉関係機関と連携し、地域生活定着支援センター開設後これまでに、障害のある人を含む対象者475人(7年度新規32人)の支援に取り組みました。	・矯正施設等を出所・出院した障害のある人が安心して地域生活を送ることができるよう、引き続き、地域生活定着支援センターの安定的な運営に努めます。	
5-(1)-⑬	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	健康福祉指導課	⑬ 矯正施設の出所・出院予定者のうち、高齢者や障害のある人に限らず、社会復帰に当たり何らかの支援を受けることが望ましいと思われる人に対して、矯正施設と中核地域生活支援センターが連携し、出所・出院後から安定した地域生活を送ることができるよう、切れ目のない生活支援を行うための体制づくりに進めます。	・中核地域生活支援センター等と連携し、矯正施設等の出所・出院予定者計25人の支援に取り組みました。	・矯正施設等の出所・出院者が安定した地域生活を送ることができるよう、引き続き、切れ目のない生活支援を行うための体制づくりに努めます。	
5-(1)-⑭	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	⑭ 障害のある人の経験や能力を生かすとともに社会参加を促進するため、ピアサポーターが支援者へとキャリアアップできるよう研修を実施するとともに、就労へつなげるよう関係機関に対するピアサポートの普及や環境づくりに努めます。	・ピアサポーター養成研修を開催し、49名が修了しました。 ・県が実施している養成研修の内容や、福祉人材センター・バンクWEBサイト「福祉のお仕事」を利用した職業紹介の仕組みについての広報を行いました。	・引き続き、障害者ピアサポーター養成研修を開催します。 ・引き続き、県が実施している養成研修の内容や、福祉人材センター・バンクWEBサイト「福祉のお仕事」を利用した職業紹介の仕組みについての広報を行います。	5-7 ピアサポートの活動への参加人数
5-(2)-①	5障害のある人の相談支援体制の充実	(2)地域における相談支援従事者研修の充実	障害福祉事業課	① 相談支援専門員の確保や定着を図るため、育成ビジョンを明確にした上で、各研修を体系的に整理することにより、受講者の目的意識を高め、研修効果のより一層の向上を図ります。また、研修を効率的に実施するため、企画・運営の外部団体への委託等について検討します。	・相談支援専門員等への研修について、現場での実践者等との協議を行い、効果的な研修づくりに取り組みました。 ・研修を実施する事業者の指定及び専門的な研修の外部委託を行い、研修を開催しました。	・引き続き、相談支援専門員等への研修について、現場での実践者等との協議を行い、効果的な研修となるよう努めます。 ・引き続き、研修を効果的に開催するため、研修を実施する事業者の指定及び外部委託を行います。	
5-(2)-②	5障害のある人の相談支援体制の充実	(2)地域における相談支援従事者研修の充実	障害福祉事業課	② 全ての人が障害の特性に応じた相談支援が受けられるよう、専門コース別研修等により相談支援専門員等の専門性の向上に取り組むとともに、主任相談支援専門員研修を実施し、地域の相談支援における指導的立場にある相談支援専門員の確保に努めます。	・既存の専門コース(発達障害、精神障害、障害児、意思決定支援)に加えて、令和7年度は新たな専門コース(就労支援)の研修についても、委託により実施しました。 ・市町村より、地域での指導者となる人材を推薦いただき、主任相談支援専門員研修を実施しました。	・引き続き専門コース別研修を、委託により実施します。 ・引き続き、主任相談支援専門員研修を実施するとともに、過去の研修修了者に県の研修講師として関わっていただくなどにより、地域の相談支援における指導者の育成に努めます。	5-12 計画相談支援従事者数 5-13 相談支援専門員の養成数 5-14 相談支援専門コース別研修事業 5-15 相談支援専門員研修(初任者・現任・主任)及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(基礎・実践・更新)修了者数 5-16 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修
5-(2)-③	5障害のある人の相談支援体制の充実	(2)地域における相談支援従事者研修の充実	障害福祉事業課	③ 障害のある人のニーズの多様化に対応するとともに、意思決定支援ガイドライン等を踏まえた利用者本位の相談支援が行われるよう、地域共生社会の実現に向けたソーシャルワークの担い手として、相談支援専門員等の資質の向上に取り組めます。	・相談支援従事者研修において、意思決定支援に関する講義を行いました。 ・相談支援従事者に対する専門コース別研修(意思決定支援)を開催し、38名が修了しました。	・引き続き、相談支援従事者研修において、意思決定支援に関する講義を行うとともに、相談支援従事者に対する専門コース別研修(意思決定支援)を開催します。	
5-(2)-④	5障害のある人の相談支援体制の充実	(2)地域における相談支援従事者研修の充実	障害福祉事業課	④ 相談支援専門員と介護支援専門員とが相互に連携し、共通の理解の下で高齢期の障害のある人の支援に当たれるよう、介護支援専門員に対する研修の機会を確保し、両方の資格を有する人材の拡大に努めます。	・相談支援専門員への研修により、介護支援専門員も含めた受講者に対し研修を実施しました。	・引き続き、相談支援専門員への研修を行い、介護支援専門員も含めた受講者の人材育成に取り組んでいきます。	
5-(2)-⑤	5障害のある人の相談支援体制の充実	(2)地域における相談支援従事者研修の充実	障害福祉事業課	⑤ 地域において安定的に相談支援体制を維持していくことのできる財源を確保することができるよう、国に対して報酬制度の見直し等十分な財政措置を講じるよう求めます。	・国に対して、事業者が安定的な事業運営が行えるよう、障害者施設等の支出増加の実態を踏まえた基本報酬の改定等の財政措置を迅速に実施することや、障害福祉分野のサービスに従事する職員について更なる処遇改善を図ること等の要望を行いました。	・相談支援事業所に対する報酬等について、引き続き国に対して要望を行います。	
5-(3)-①	5障害のある人の相談支援体制の充実	(3)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	① 医療的ケアを要する障害のある子ども等が適切な支援につながるよう、地域における医療・福祉資源に関する情報を、市町村や地域相談支援機関に提供・周知します。	・医療的ケア児等支援センターにおいて、市町村への助言や情報提供を行うなど、地域の支援体制の構築を支援しました。	・引き続き、医療的ケア児等支援センターにおいて、市町村への助言や情報提供を行うなど、地域の支援体制の構築を支援します。	
5-(3)-② 【4-(4)-②再掲】	5障害のある人の相談支援体制の充実	(3)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	② 医療的ケアが必要な子どもとその家族等が適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児等支援センターにおいて支援人材の育成や地域の支援体制の構築を支援するとともに、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等の連携を図るための協議の場が設置され、関連分野の支援を調整するコーディネーターが配置されるよう働きかけます。(再掲)	・医療的ケア児等支援センターにおいて、訪問看護師等を対象とした研修を実施しました。 ・協議の場の設置を働きかけ、令和7年度末までに全ての各市町村又は圏域で設置されました。 ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、県内でxx(集計中)名配置されました。	・引き続き、医療的ケア児等支援センターにおいて、地域で支援を担う人材を育成するための研修を実施するほか、医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を対象としたフォローアップを実施します。 ・市町村又は圏域での医療的ケア児等コーディネーターの配置について働きかけます。	5-17 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
5-(3)-③	5障害のある人の相談支援体制の充実	(3)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	③ 障害の可能性が見込まれる子どもが適切な療育につながるよう、相談支援専門員と児童発達支援センターや障害児等療育支援事業関係者、子ども・子育て支援事業者、特別支援教育コーディネーターなどとの発達段階に応じた連携について、関係機関に働きかけます。	・市町村への説明会等で基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備に関する情報提供を行い、関係機関との連携や地域の体制づくりに取り組みました。 ・事業者に対する集団指導において、関係機関との連携の重要性について働きかけを行いました。	・引き続き、基幹相談支援センター及び地域生活拠点等の設置等に向けた支援を行い、その役割についても周知を図っていきます。 ・引き続き、事業者に対する集団指導等を通じて、関係機関との連携について働きかけを行います。	

第八次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の実施状況	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
5-(3)-④ 【4-(4)-④再掲】	5障害のある人の相談支援体制の充実	(3)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	④ 発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、身近な地域において一定水準の診療や対応が可能となるよう、かかりつけ医等の養成の在り方について検討します。(再掲)	・医療機関を含む地域の事業者等のコンサルテーションを実施しましたが、かかりつけ医等の養成の在り方検討は実施できませんでした。	・引き続き、医療機関を含む地域の事業者等のコンサルテーションを実施します。	
5-(3)-⑤ 【4-(3)-②再掲】	5障害のある人の相談支援体制の充実	(3)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	⑤ 発達障害やその疑いのある子どもを育てる親が安心して子育てができるよう、発達障害のある子どもを育てた経験のある親を世代が偏らないように留意しながらペアレントメンターとして登録し、千葉県発達障害者支援センター(CAS)と連携して、親の会などの場で相談・助言を行います。あわせて、ペアレントメンターの周知を図ります。 また、ペアレントメンターに対してのフォローアップ研修会の開催や家族とペアレントメンターを結び付けるペアレントメンターコーディネーターを配置し、発達障害のある子どもを持つ親への支援を実施します。(再掲)	・県発達障害者支援センターによりペアレントメンターへのフォローアップ研修を行いました。 ・相談を希望する保護者とペアレントメンターを適切に結びつけるコーディネーターによる支援を実施しました。	・引き続き、県発達障害者支援センターによるペアレントメンターへのフォローアップ研修を開催するとともに、相談を希望する保護者とペアレントメンターのコーディネートを実施します。	5-18 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者) 5-19 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数(支援者) 5-20 ペアレントメンターの登録者数